

生前承継に必要な書類一覧

○元居住者等と承継対象者の年収が確認できる書類

源泉徴収票、確定申告書、納税証明書その2、年金額改定通知書、その他協会が認めた書類

○生計維持関係による承継の場合に必要な書類

①元居住者等と承継対象者が同一世帯の場合

「同居」が確認できる健康保険証（写）、住民票、その他客観的書類

②元居住者等と承継対象者が別世帯の場合

生計の援助が確認できる元居住者等の預金通帳や振込金受取書等

○生活安定関係による承継の場合に必要な書類

元居住者等と承継対象者、元居住者等の配偶者、元居住者等の子等が共同で作成する「共同確認書」
（協会所定様式）

※元居住者等：北方地域の元居住者や旧漁業権者等の法令で定める借入資格者

承継対象者：元居住者等の配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者

場合により必要となる書類が異なります。手続きを行われる際は、協会までお問い合わせください。